

附表 2 特殊仕様モータの規制対象範囲（韓国）

特殊仕様モータ（標準仕様から一部仕様を変更したモータ）における規制対象範囲を以下に示す。

特殊仕様		カテゴリー					説明
		I	II	III	IV	V	
		対象モータ		規制対象外			
A. 電気的仕様							
1	標高	○					センターハイトアップが必要なものは対象外。
2	周囲温度	○					センターハイトアップが必要なものは対象外。
3	多段速					○	単一速度のみに適用される。
4	特殊リード線	○					
5	特殊絶縁	○					
6	ENCAPSULATION				○		特殊ワイヤーのため。
7	高サビスファクター	○					センターハイトアップが必要なものは対象外。
8	スペースヒーター付	○					
9	スターデルタ始動	○					
10	パートワインディング始動	○					
11	温度上昇制限	○					センターハイトアップが必要なものは対象外。
12	熱・電流感知形 プロテクタ付		○				
13	サーモスタット／サーミスタ付	○					
14	特殊電圧					○	電気設備技術基準 法規上 600V 以下の 低圧のみ 該当。
15	中間出力		○				
16	周波数	○					連続運転するインバータ駆動モータ（送風機、ブロワ、ポンプ）
17	熱帯処理絶縁	○					
B. 機械的仕様							
18	振動指定(特殊バランス)	○					
19	ベアリング温度検出器	○					
20	特殊端子箱	○					
21	補助端子箱	○					
22	特殊塗装／コーティング	○					
23	ドレイン付	○					
24	防滴カバー	○					
25	アース端子／ネジ穴	○					
26	防滴形用保護金網付	○					
27	取付方式(F1, F2 W1~W4, C1, C2)	○					剛性ベース、弾性ベース。
C. ベアリング							
28	ベアリングキャップ	○					
29	ローラベアリング		○				標準ベアリングを使用して試験
30	シールドベアリング	○					
31	密閉ベアリング	○					標準ベアリングを使用して試験
32	スラストベアリング				○		特殊な機械的構造
33	固定ベアリング	○					
34	スリーブベアリング				○		特殊な機械的構造

附表 2 特殊仕様モータの規制対象範囲（韓国）

特殊仕様	カテゴリー					説明
	I	II	III	IV	V	
	対象モータ		規制対象外			
D. 特殊ブラケット						
35	Cフェイス	○				
36	Dフランジ	○				
E. シール						
37	接触シール	○				リップシール、タコナイトシール及びスリングシールを含む。－シールを外して試験する。
38	非接触シール	○				ラビリンスシールを含む。－シールを外して試験する。
F. 軸						
39	標準軸	○				片軸、両軸、円筒軸、テパ°軸、短軸を含む。
40	特殊材	○				
G. ファン						
41	特殊材	○				
42	低騒音	○				
H. その他						
43	食肉加工用洗浄可能モータ(Washdown)	○				シールを外して試験
44	ポンプ一体型(水中ポンプ)			○		電動機単体の試験のために別途治具製作して試験
45	ポンプ一体型(水中ポンプ以外)		○			電動機単体の試験のために別途治具製作して試験
46	一体型ギアモータ		○			電動機単体の試験のために別途治具製作して試験
47	木工用のこぎり(Saw Arbor)				○	特殊な電氣的／機械的設計
48	全閉自冷型(TENV:Totally-Enclosed Non-Ventilated)			○		
49	全閉他冷型(TEAO:Totally-Enclosed Air-Over)			○		
50	消火ポンプ	○				
51	短時間定格(S2)				○	連続定格に適用される。
52	一体型ブレーキモータ		○			電動機単体の試験のために別途治具製作して試験
53	アキシヤルモータ(Axial type motor)				○	特殊な機械的構造

以上